



**問** おもいやり駐車場の屋根の設置  
ほか利便性の向上について問う

屋根のないおもいやり駐車場では、車の乗降の際、車いすをお使いの方、赤ちゃん、ベビーカー等、雨が降るとずぶぬれになる。屋根を設置すれば解決されると思うが、市の各庁舎で差異があり屋根がない所もある。付けてもらえないかとの声を頂くが設置の考えは。また、本庁舎の地下におもいやり駐車場があるが、表示が小さく気付きにくい。分かりやすい表示が必要だと思うがどうか。

**答** 各施設の利用者の状況を見ながら  
利便性の向上に努める

おもいやり駐車場の制度の中では、屋根の設置に関する基準はないが、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例では、車いす使用者用の駐車区画については屋根の設置が望ましいという基準になっているため、各施設の利用者の状況を見て判断していくものと考えている。

また、本庁舎地下のおもいやり駐車場の表示については、現在、案内誘導看板を5カ所に設置して来庁者に分かりやすくなるように努めているが、今後も表示内容などを工夫し、より利用しやすくなるよう努めていく。

その他の質疑・質問

- 津市センターパレスホールの売却先の選定方法について
- 津センターパレスビルの今後の位置付けは
- 公園遊具等の維持管理について
- 大門・丸之内中心市街地活性化事業について
- 避難所の防災備品についての地域との連携は
- デジタル図書館の進捗状況は **など**

使用禁止のテープが巻かれ、子どもたちが遊べない遊具



**問** 空家等対策の推進に関する特別  
措置法の改正について問う

全国的に空き家を取り巻く状況は非常に厳しく、津市も例外ではない。その対策のため、国は平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法を施行したが、対応に限界があったことから、対策強化を図る目的で、令和5年に法が改正された。

この改正の趣旨や新たな概念である「空家等活用促進区域」、「支援法人制度」とはどのようなものか。また、改正に係る津市の対応状況は。

**答** 中長期的な視点から、空き家対策の強化に向けた検討を進める

今回の法改正は、特定空き家等となつてからの対応には限界があることから、その前の段階から総合的な対策強化を図るためのものである。この改正により、中心市街地などの空き家等の活用が必要な区域を空家等活用促進区域とし、指針を市の計画に定めることで、建築基準法上の規制について合理化を図ることができる。また、NPO法人などを空家等管理活用支援法人に指定することができるようになり、空き家の活用等に係る普及啓発など、現体制の機能強化が期待できる。現津市空家等対策計画の変更が必要となることも想定され、津市空家等対策委員会と検討を進める。

その他の質疑・質問

- 基礎自治体と国との関係について
- 津市の調達契約について
- スライド条項の方針、契約の適正化について
- ボートレース事業の広報戦略について
- 地域計画について
- 新たな取り組み、市のファシリテーションは
- M.O.A.（機動的救急隊）について **など**

人と農地の問題を解決するための地域計画、10年後の農地と担い手の耕作関係を示す目標地図

